

広島県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により提出のあつた政治団体の収支報告書の要旨について、同法第二十条第一項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

平成三十年十一月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明